

「市民自治によるまちづくり基本条例」 策定に向けた提言書



平成21年3月

一宮市自治基本条例(仮称)を考える会

はじめに

市民のみなさん、こんにちは。「一宮市自治基本条例(仮称)を考える会」の委員 33 人です。

私たちが、この提言書の作成に携わるようになった、そもそものきっかけは、広報いちのみやの公募記事や、新聞の追加募集を報じる記事が目にとまったからです。

私たちに期待された任務は、まちづくりのルールである自治基本条例の「基本的な考え方」について、広く市民から意見をお聞きしながら提言書にまとめるというものでした。しかし、応募した委員の多くは、この作業について具体的にイメージできていませんでした。

集まった委員の多くは、ボランティア活動や町内会活動に携わった経験が有りましたので、汗を流すことは苦になりませんでした。まちづくりのルールを考えるとという馴染みの薄いことに知恵を絞るのは、不安ばかりが先に立ちました。

そんな中であっても、このような提言書をまとめられたことは、「三人寄れば文殊の知恵」のことわざどおり、一人では到底できそうにないことも、33 人が力を合わせたことによる驚くばかりの成果でした。

そして何よりも素晴らしかったことは、委員一人ひとりの心の内に燃える“我が一宮を住み良いまちにしよう”という損得なしの素朴な炎が最後まで消えることがなかったことです。

この素晴らしい体験を通して、38 万市民一人ひとりが、互いに手と手を携えればどんな課題でも解決できるという確信を得たことは幸いでした。

ここで、この提言書をまとめるに至った背景についてご説明します。

私たちは、誰もが健康で安全に安心して暮らしたいと願っています。その役目を担っているのが行政(役所)です。私たち市民は税金を納め、その見返りとして行政(役所)にサービスの提供を求めてきました。

こうした中、少子高齢化の波は確実に我がまちにも押し寄せて来ていますし、百年に一度といわれる経済不況の嵐が吹き荒れています。このように、これまで経験したことがないような想定外の出来事が次から次へと私たちの身の回りに起こっています。

また、多様化・高度化した現在の市民ニーズに、公平性を第一とする行政では必ずしもすべてに対応できない状況も考えられます。

このような時代にあっては、これまでのように行政(役所)に頼るだけでなく、私たち自身もまちづくりに加わるのが大切となってきます。市民と議会、行政の三者が、それぞれの立場・役割を自覚し、まちづくりのために一緒に汗を流し、知恵を出し合えば、心と心が通じ合う素晴らしいまち“いちのみや”が実現できると確信します。

今こそ一人ひとりが、自らの足を一步前に踏み出す時ではないでしょうか。

「考える会」33 人の働きは、ほんの小さな一步に過ぎませんが、この提言書から自治基本条例が制定された日には、皆さんの大きな一步につながることを祈念しつつ、本提言書をまとめるに当たってのご挨拶とさせていただきます。

会長 岩原 吉治

目 次

I 提言	
1 名称	1
2 前文	1
第1章 総則	
1項 目的	2
2項 この条例の位置づけ	2
3項 基本となる用語の定義	2
4項 まちづくりの基本原則	3
第2章 市民参加のまちづくり	
1項 市民の権利と責務	4
2項 情報公開・共有	5
3項 評価	6
4項 参加の機会	7
5項 総合計画によるまちづくり	7
6項 意見・要望・苦情等	7
7項 住民投票	8
第3章 市民自治の仕組み	
1項 協働のまちづくり	8
2項 まちづくりと地域活動団体	9
3項 まちづくりとNPO	10
4項 活動団体の支援・育成	10
5項 地域づくり協議会	11
第4章 市民のための議会	
1項 議会の役割・責務	11
2項 情報公開	12
3項 市民参加	12
4項 議員の役割	13
第5章 市民のための行政	
1項 市長の役割・責務	13
2項 執行機関の役割・責務	13
3項 職員の役割・責務	14
4項 財政運営	14
第6章 実効性の確保	
1項 評価のための市民委員会	15
2項 条例の見直し	15

【資料】

Ⅱ アンケート

1 アンケートの概要	17
2 アンケート結果のまとめ	17
3 アンケート結果	18
4 自由意見	21
5 アンケート表	29

Ⅲ 考える会について

1 検討経過	30
2 委員名簿	37
3 委員の思い	38

提言

1 名称

【提言】

「市民自治によるまちづくり基本条例」とします。

【提言の理由】

提案の名称のほか、市民参加を重視する観点から「まちづくり基本条例」とする意見が多数ありました。これは、市民が中心となりより身近な問題を行政に頼ることなく、あるいは議会・行政とともに「まちづくり」をするという市民主体の「思い」を表わそうという意見です。

一方、「一宮市自治基本条例」とする意見もありました。この条例が、他の条例や議会ならびに行政の行動に規範性をもち、市民・議会・行政の協働の仕組みづくりを重視する名称がよいという意見です。

これら両者の長を含み、かつ、名称のみでこの条例策定の趣旨を市民に伝えることができるものとして、この名称を提案します。

なお、この名称案では「一宮市」が入らないこととなりますが、一宮市は自明であり、名称に入れる必要はないと考えました。

2 前文

【提言】

一宮市の歴史・文化・地理的な状況を踏まえ、未来に向けた新しいまちづくりを進めるために、条例制定の理由と、基本的な理念の記述が必要です。

歴史・文化・地理的なキーワードとして、一宮の名前の由来、木曾川、繊維産業などが挙げられます。

条例制定の理由を表すキーワードとして、地方分権や少子高齢化の進行、市民自治意識の高揚、などが挙げられます。

条例制定の基本的な理念を表すキーワードとして、市民一人ひとりの主体性、市民自治、市民参加、協働、情報共有などが挙げられます。

また、一宮市民憲章を尊重する旨の記述が必要です。

第1章 総則

1 項 目的

【提言】

「市民自治によるまちづくり基本条例」(以下、「この条例」と表記)は、住みよいまちの実現を図るために、市民が主人公となり、まちづくりを担うための権利と責務を明らかにします。

市民自らがまちづくりを担うための仕組みや制度を定めます。

さらに、そのために必要な議会や行政の役割と責務を明らかにします。

【提言の理由】

まちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが地域に起こる問題に気づき、解決するために行動を起こすことが大切です。

また、市民が主体となってまちづくりを行うためには、議会や行政の新たな役割と責務を明確にする必要があります。

2 項 この条例の位置づけ

【提言】

この条例は一宮市の最高規範とします。他の条例、規則等の制定・改廃及び運用に当たっては、この条例の条文及び趣旨を踏まえ、この条例との整合性を図ります。

【提言の理由】

この条例を最高規範とするには、現在の法体系では難しい点がありますが、他の条例の見直し・運用、市全体の条例の体系化、市民委員会による監視などで、最高規範性を実質的に担保していく必要があります。

3 項 基本となる用語

【提言】

以下の用語は、一般の定義と異なる場合もありますが、提言では以下のように定義します。

(市民自治)

市民自治とは、まちをよくするために、自分たちで考え、決定に関与し、行動していくことをいいます。具体的には、まちをよくすることに興味や関心を持つこと、友人や近所の人と意見交換をすること、市長や市議員や町会長などを選出すること、町内会やNPOでまちづくり活動を応援したり参加したりすることなどです。

(まちづくり)

まちづくりとは、かたちとして目に見えるもの(道路・建物・下水道・公園・広場など)や、かたちとして目に見えないもの(伝統・文化・歴史・産業・教育・自然・人と人のつながり・心と心のふれあいなど)市民の暮らしを支える全てのものをより良くしていく持続的な活動をいいます。

(市民)

市民とは、まちづくりの担い手として、「一宮市に属しているという意識を持っている者」で、具体的には市内に住所を持っている者、学生などの住民票を有しなが市内に居住する者、市内で就業する者、市内で就学する者、市内で活動する者、市内に事業所を有する法人やその他の団体、市内で活動する法人やその他の団体をいいます。

(地域活動団体)

地域活動団体とは、地域に根ざし、地域の公共の利益を図ろうとする住民のグループで、具体的には町内会、女性の会、老人会、子供会、連区町会長会など、地域の諸課題の解決に取り組む団体をいいます。

(NPO)

NPOとは、「ハンディーを持つ人に社会進出の機会を提供しよう」、「ホテルが飛び交う小川を甦らせよう」などの、特定の公共的な目的やテーマを持ってつくられた非営利の民間組織(法人格の有無を問わない。公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、ボランティア団体など)をいいます。

(活動団体)

活動団体とは、まちづくりのために活動するすべての組織で、具体的には地域活動団体、NPOをはじめ、市内に事業所を有する法人やその他の団体、市内で活動する法人やその他の団体などの総称をいいます。

4項 まちづくりの基本原則

【提言】

市民が主人公となってまちづくりを進めるための基本原則を次の5つとします。

(市民自治の原則)

市民自治がまちづくりの基本であること。

(参加の原則)

市民参加が保障されること。

(協働の原則)

市民・議会・行政の基本的な関係は対話に基づく信頼を基調とした協働関係であること。

(情報共有の原則)

まちづくりに関する情報が全てのまちづくりの担い手の間で共有されること。

(効率性の原則)

まちづくりは効率的・効果的に行われること。

【提言の理由】

市民は地域に起こる諸課題の解決に向けて行動し、市民自治を実現するために、自ら主体的に動いたり、提言することが望まれます。

現状では思いのある市民の活動や発言が尊重されない場合がみられます。

また、経済的な事情、障害などにより、まちづくりの活動に参加したいと思っても参加できないケースがありますが、一人ひとりの人権が尊重され、参加の権利がきちんと保障される必要があります。

市民・議会・行政がその立場や特性を生かし、それぞれを補完しながら地域の課題解決を図る必要があります。

現時点でも情報公開の仕組みはありますが、十分に活用されていない現状があります。市民が自ら判断・行動し、市民自治を進めるためには、さらなる情報公開が行われ、説明責任が果たされる必要があります。

また、協働によるまちづくりを進めるためには、議会や行政の情報を市民に提供するだけでなく、市民の持っている情報や能力を共有する必要があります。

第2章 市民参加のまちづくり

1 項 市民の権利と責務

【提言】

(市民の権利)

市民は、まちづくりに参加する基本的な権利があり、その機会を均等に有します。市民は、まちづくりや税金の使い方に関して議会、行政が保有する情報の提供を受けたり、自ら取得したりする権利があります。特に市民生活に重大な影響を与える決定や、一定規模以上の事業については、計画段階から知る権利があります。

未成年者は、まちづくりに参加する権利を有します。ただし、強制されることがあってはなりません。

市民によるまちづくり活動は、自主性と自立性が尊重され、保障されなければなりません。

まちづくりに興味があっても参加する時間がない市民にも、意思を表明できる機会が保障されます。

(市民の責務)

市民は、まちづくりに参加する責務があります。ただし、参加しなかったことに対して不利益を被りません。

活動団体は、情報を市民に積極的に公開していく責務があります。特に助成金や補助金、寄付などを得た団体はその用途及び活動結果について公開する責務があります。

「市民が選ぶ市民活動支援制度」は、市民が市民の自主的な活動を支える仕組みの一例であり、まちづくりを進めるために大変重要です。市民・活動団体・行政などが協力してこのような仕組みを盛り上げていくことが重要です。

【提言の理由】

従来、まちづくりは行政が主体となり、市民はサービスを受けるだけの存在として位置づけられることが少なくありませんでした。しかし、まちは市民が自ら主体となってつくるものであり、この条例で改めて市民には、まちづくりに参加する権利と責務があることを明確にしました。

次世代を担う未成年者が、まちづくりに関心を持ち責任を持って活動することが望まれます。

2 項 情報公開・共有

【提言】

行政や議会が保有する情報は、市民との共有財産であり、市民に積極的に公開される必要があります。また、情報を公開する範囲はあらかじめ決めておき、意図的な公開にならないようにします。

情報公開の対象は、第三セクター、市の関連法人など、市が最終的に責任を負う組織全てとします。

まちづくりを有効に進めるために、行政からの情報を市民に提供するだけでなく、市民の持っている情報や能力を市民・議会・行政で共有します。

市民・議会・行政は、まちづくりの計画の立案・実施・評価の各段階において、相互に情報を共有します。

【提言の理由】

情報公開が進むことで、市民のまちづくりに対する意識や、市政に対する関心が高まることが期待できます。また、市政の透明性を確保することにもつながります。情報には行政が自ら進んで提供するものと市民から請求されて出すものとありますが、いずれかにかかわらず、適切に公開される必要があります。

3 項 評価

【提言】

(評価の内容・目的)

将来の政策立案などに役立て、よりよいまちづくりにつなげるために、行政が事業を実施した結果、良くなったこと、逆に悪くなったこと、費用対効果等を評価、検証することが必要です。

市民が行政や議会の活動を市民の視点で評価できる仕組みが必要です。評価の対象となるのは行政が行う事業（費用対効果・達成状況・成果など）や、市の財政状況、議会活動などです。評価を行うのは市民の権利であり責務です。

活動団体で市民一人ひとりの意見を集約して行政に届けるような仕組みが必要です。

特に評価が必要なものは、合併などの市民生活への影響が大きい政策決定や、初期投資の大きい事業、維持管理費等、継続的な支出が大きい事業などです。

活動団体の活動も、応援する基盤をつくるという趣旨で評価の対象になります。

ただし、個人の自発性を重んじるボランティア活動は評価になじみません。

(評価の主体)

市民一人ひとり、活動団体、第三者機関（市民オンブズマン、この条例の評価のための市民委員会、総合計画推進市民会議など）が、外部評価を行います。

【提言の理由】

行政の施策に対しては、市民と議会が補い合いながらチェックしていくことが重要です。

市民による評価を行う際、個人の評価のまま行政に提出するのでは反映されないことが考えられるため、意見を集約する仕組みが必要です。

市民がより参加しやすい評価とするために、事業に一定の監視期間を設けたり、地域ごとの評価を行うなどの工夫が考えられます。

4 項 参加の機会

【提言】

行政は、策定する計画・実施・評価の各段階において、市民が提言や意見を出しやすく、参加しやすい機会を提供します。

地域活動団体やNPOなどは、市民が気軽にまちづくりに参加できる機会を提供します。地域における声かけや、活動団体への寄付など、直接参加しない活動も大切なものと位置づけます。

行政が運営する「市民が選ぶ市民活動支援制度」の他に、民間が運営する、市民がまちづくりを資金面で支援する仕組みが必要です。

市民や行政は、未成年者のまちづくりへの参加を促すために、未成年者が個人で、親子で、学校を通じて、参加できる機会を提供します。

【提言の理由】

地域活動団体のような問題解決の仕組みがありながら、きちんと機能していない状況もあり、機能するように市民が参加することが望まれます。

現状では活動団体や行政が参加する場を用意しても、参加する市民は少ないのが現状です。市民に伝える仕組みや手法の改善が望まれます。

5 項 総合計画によるまちづくり

【提言】

まちづくりを進めるために、総合計画を策定します。

総合計画を、この条例で定められている5つの原則（市民自治の原則、参加の原則、協働の原則、情報共有の原則、効率性の原則）を踏まえて作成します。

総合計画の策定や見直しを、広く市民が参加して行います。

総合計画の実施段階では、広く市民が参加して評価、監視し、そのための仕組みや組織を設けます。

【提言の理由】

第6次総合計画の策定では市民参加が進められ、市民の意見が採り入れられるようになりましたが、さらに市民参加をすすめて、市民の意見などが反映され、市民の理解を得られる計画策定が求められています。

6 項 意見・要望・苦情等

【提言】

意見・要望・苦情等は、まちづくりを進めるための市民の貴重な生の声であり、市民・議会・行政はそれを反映し、まちづくりに活かします。

行政は、市民から意見・要望・苦情等があったとき、速やかに事実関係を調査し、誠実に応えます。

行政は、相談窓口を一本化して対応し、たらい回しを行いません。

【提言の理由】

意見・要望・苦情等が単なる行政に対するクレームと受け止められている現状を改める必要があります。

従来行政は縦割り組織のため、市民にとっては意見、要望、苦情等の窓口がよくわからずたらい回しされるなど、対応が悪い場合があります。

7 項 住民投票

【提言】

住民投票は、議会による間接民主主義制度を補完するため、また住民の総意を把握するためにも有効であり、住民投票制度に関する独自条例の制定を望みます。

住民投票の投票権を有する者は、行政に係る重要な事項について、その総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票を請求することができます。

住民投票の投票権を有する者による連署が50分の1以上となる場合は、市長は意見を付けてこれを市議会に付議します。ただし10分の1以上の請求があった場合は、市長は議会を通さずに住民投票を実施します。

住民投票の結果を、議会及び市長は最大限尊重することが求められます。

【提言の理由】

市長においては市の重要事項について市民全体の意見を聴くことが大切であり、また市民においてもその意思を表す機会が必要です。

他の自治体の例では、住民投票の結果を市長や議会が否定する場合も少なくありません。住民投票の結果と市長や議会の判断のどちらが優先されるかは難しい問題だと思われませんが、最大限尊重してもらうことが必要だと考えます。

住民投票の投票権を有する者の資格として、年齢・国籍などをどのように定義するか、住民投票の成立・不成立をどのように定義するかなど、制度の詳細については市民を交えた議論を経て、条例として定める必要があります。

第3章 市民自治の仕組み

1 項 協働のまちづくり

【提言】

市民、地域活動団体、NPO、議会、行政等が対等な立場に立ち、相手を尊重し

ながら協力してまちづくりを行います。
協働でまちづくりを行うためには、それぞれが自助、互助、共助、自製の精神を持っている必要があります。

【提言の理由】

協働でまちづくりを行うことで、活動の相乗効果や市民自治が向上することが期待できます。

2 項 まちづくりと地域活動団体

【提言】

(位置づけ)

全住民が構成メンバーである地域活動団体は、まちづくりに欠くことのできない存在で、これをまちづくりの主体として位置づけます。

20～30世帯の単位をまちづくりの重要な担い手として位置づけ、その活動を町内会・連区によるまちづくりに発展させます。

(責務)

地域活動団体は、まちづくりに主体的・能動的に取り組み、行政と協働して、地域の意思を反映し地域課題の解決を図ります。

地域活動団体は、住民の身近な話し合いから課題を抽出し、まちづくり活動に反映させていきます。

地域活動団体は、運営ルールを明確にし、民主的な運営を行います。

地域活動団体は、住民が参加しやすいように活動を行います。

地域活動団体は、若い人とともに活動を行い、次世代の担い手を育てます。

住民は、地域活動団体がまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加し協力します。

行政は、地域活動団体がその機能・役割を十分発揮できるように、必要な施策を講じなければなりません。

【提言の理由】

地域活動団体は、住民の意思を反映する地域代表性を有し、地域に起こった問題全てに横断的に関わることができたり、向こう三軒両隣のつながりを作ることができたりといった、NPOや行政にはない特長があります。

地域活動団体の活動は、前年を踏襲しようという傾向が強く、そうした状況を住民の側も当たり前としてしまっている現実があります。老若男女を問わず、住民の意見をよく聞き、民主的な運営がなされることが重要です。

3項 まちづくりとNPO

【提言】

(位置づけ)

市民の自発性・自主性を基本とし、専門性や得意分野を有するNPOは、まちづくりに欠くことのできない存在で、これをまちづくりの主体として位置づけます。

(責務)

NPOは、地域社会の一員として、それぞれの活動がまちづくりにつながっているという意識を持ち、活動を市民に開き、団体相互の連携を持ち、課題に取り組み解決を図ります。

NPOは、市民が参加しやすいように活動を行います。

NPOは、若い人とともに活動を行い、次世代の担い手を育てます。

市民は、まちづくりにおける重要な担い手としてNPOの役割を認識し、尊重するとともに、積極的に参加し行動します。

市民・行政は、NPOの活動や事業の充実及び自立を促進するため、必要に応じて活動場所の提供・活動経費の援助、広報支援、その他の支援を行います。

【提言の理由】

NPOは、制度がなかったり、隙間となっている地域の課題に対して先駆的・専門的に取り組むことができるといった、地域活動団体や行政にはない特長があります。

4項 活動団体の支援・育成

【提言】

市民・行政は、活動団体が発足しやすく、活動が活発にできるよう、環境整備を行います。

行政は、活動団体のニーズをよく把握し、自主性や自立性を損ねるような支援とならないよう留意します。

行政は、市民に対してまちづくりを進めるための学習の機会を提供し、人材を養成します。

【提言の理由】

行政は、市民に対して、「自分たちの住む地域は自分たちで良くしていく」という意識を高めることと、「何ができるか」について考える機会を提供するために、人材養成研修や講座を行う必要があります。

人材研修を実施することで、意欲のある人を発掘し、活動するための能力を向上させることができます。また、参加者同士でコミュニケーションがとれ、それぞれが所属する団体の活動内容を理解することができます。

5 項 地域づくり協議会

【提言】

(設置)

地域の意思を反映し、住民が自主的・自立的に身近な地域課題の解決を図ることのできる仕組みとして、地域づくり協議会を住民自ら設置することができます。

地域づくり協議会は、原則として一連区に一つ設置します。

地域づくり協議会の構成員は、その連区に居住する個人またはその連区で活動する団体・事業所などとしします。

(役割と責務)

地域づくり協議会は、地域の住民の意見や要望等をまちづくりの活動に反映させ、地域の課題解決に自ら積極的に取り組みます。また、地域の住民のまちづくり意識の高揚を図るとともに、自発的に課題に取り組む人材の育成や、地域資源を有効活用します。

地域づくり協議会は、運営ルールを明確にし、民主的な運営を行います。特に役員は民主的に選出します。

住民は、地域づくり協議会の取り組みに積極的に参加します。

行政は、地域住民の身近な課題の解決は、地域づくり協議会に委ねることを基本とします。また、地域づくり協議会との間で適切に役割を分担するとともに、地域づくり協議会の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう配慮します。

行政は、地域づくり協議会の設立と運営にあたって、必要な支援を行います。

【提言の理由】

各地域の特色を生かした住民自治を進めるためには、全市一律ではなく、地域ごとで課題を自ら設定でき、解決に取り組むことができる仕組みが必要です。

町内会で解決できることは町内会で、できないことを地域づくり協議会で、さらにできないことを行政が行うという補完的な関係にあります。

すでに西成連区地域づくり協議会が発足しており、その成果と課題を見ながら柔軟に仕組みを変えていく必要があります。

第4章 市民のための議会

1 項 議会の役割・責務

【提言】

議会は、法令で定められた有権者により選出された議員によって構成される、市の意思決定機関です。

議会は、市の重要事項を議決する権限、並びに市の執行機関に対し監視及びけん制

し評価する権限を有します。

議会は、市民に対する説明責任を果たすために、積極的に情報の公開を図り、より市民に開かれた運営を行います。

議会は、調査活動等を行い、政策立案や政策提言を積極的に行います。

より開かれ、活性化した議会運営を行うため、議会基本条例の制定を望みます。

【提言の理由】

議会基本条例は近隣の自治体でも策定が進められています。この条例で盛り込むべきことは基本的な事項にとどめ、議会のあるべき姿を議会自ら議論し、改革につなげてもらいたいと考えています。

2 項 情報公開

【提言】

議会は、本会議、委員会等の会議を公開し、審議経過や議決の内容を積極的に公表し、開かれた運営を行います。

議会は、傍聴しやすいような日や時間を自ら設定する等、市民に開かれた議会運営をします。

議会は、情報提供の実効性を高め、議会の説明責任を果たすために、定例議会が終了する毎に、議会報告会の開催と議会便りの発行を行います。

【提言の理由】

議会の情報公開は、現状では広報・インターネットなどに限定されており、さらに情報提供に努める必要があります。

なお、ケーブルテレビを使った議会の生中継があるとよい、という意見もありました。

3 項 市民参加

【提言】

議会は、市民が提出する請願及び陳情等を審議する際、本会議もしくは委員会において、提案者等が意見を述べる機会を設けます。

議会は、市民・地域活動団体・NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図ります。

議会は、会期中・閉会中を問わず、市民の意見を直接聞くことができる議会主催の意見交換会を設置するなど、市民が議会の活動に参加できるようにします。

【提言の理由】

市民が議会に対して提言や意見を出しやすい環境が整えば、市民の市政に対する関

心も高まり、市民参加の推進につながると考えられます。

市民の声が反映するように、意見や提言等を提出できる総合的な窓口の整備などの工夫が必要です。

4 項 議員の役割

【提言】

議員は、議員相互間の自由な討議を大切にします。

議員は、自己の見識を高めるため自己研さんし、誠実に責務を遂行し、市民の代表者としてふさわしい活動をします。

議員は、個別的な事案の解決だけでなく市民全体の福祉の向上を目指して活動します。

議員は、市民との意見交換を行います。

【提言の理由】

議員は選挙で選ばれた代表者として、市民に対してその活動を報告し、または説明・対話する責務があります。

第5章 市民のための行政

1 項 市長の役割・責務

【提言】

市長は、全市民の目線に立った行政を執行する責任と義務があります。また、住みよいまちの実現のため、市民との協働の推進、健全財政を図り、効果的・効率的で質の高い事業を行います。

市長は、環境変化に対応できるように、市の執行機関の組織を柔軟に改めるとともに、職員の人員配置・研修・出向など職務能力の向上を図り、行政を統括します。

市長は、議会との関係において互いの「なれ合い」「対立」を回避し、議会に情報と政策研究・審議に必要な時間を提供し、緊密で緊張ある関係を保ち市政運営を行います。

2 項 執行機関の役割・責務

【提言】

市の執行機関は、公平、公正、誠実、迅速かつ効率的に行政活動を実施します。

市の執行機関は、市民のニーズを的確に把握するとともに、議会と連携し、常に市民の立場に立った行政活動を行います。

市の執行機関は、国・県との連携を進め、地方分権を進めていくためにも、自立に向けて改革を推進します。

3 項 職員の役割・責務

【提言】

職員は、まちづくりの主役が市民であることを理解し、市民と共にまちをつくる意欲をもって職務にあたります。

職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、市民の立場に立って、質の高いサービスの提供を行います。

職員は、執行機関の一員として政策課題に適切に対応していくため、自己研さんに努めます。

【提言の理由】

市民は、職員に対して、全体の奉仕者であるという心構えがあり、市民の目線に立って考え、行動できる人を望んでいます。

職員の能力向上は、市民サービスに還元されるため大変重要です。

4 項 財政運営

【提言】

市長は、費用に比して効果の高いより効率的な財政運営を行います。また財政環境の変化に耐えうる持続可能な、より健全な財政を確立します。

市長は、市財政基盤の維持、強化（収入増と支出の抑制につながる施策）を考慮し財政運営を行います。

市長は、財政状態の現状とその予測を市民に分かりやすく公開、説明します。

【提言の理由】

財政は、現在および将来のあらゆる行政施策の基盤であることから、政策の選択以前の重要な問題です。

各年度の財政運営において、借入金を極力抑制し債務の増加を防止し、後世代の市民に過大な負担を転嫁しないことが重要です。

第6章 実効性の確保

1項 評価のための市民委員会

【提言】

(設置)

この条例が、市民や議会、行政などによって遵守、活用され、その実効性を確保する仕組みとして、「評価のための市民委員会」(以下、「委員会」と表記)を設置します。

委員会には、公募による市民が参加します。

(役割と責務)

委員会は、既存の、また新しく制定する条例、その他規則がこの条例と整合性があるかをチェックします。

委員会は、この条例制定後に、市民自治によるまちづくりが進展しているかどうか市民の目線で見守り、評価し、その進展状況を市民に公表していきます。

委員会は、これらの評価を市長に報告し、改善点を提言します。

【提言の理由】

委員会の設置や役割については方針だけを示しました。具体的な機能、役割などについてこの条例制定後に具体的に検討する必要があります。

2項 条例の見直し

【提言】

この条例を常により良いものにするために、適宜、見直し改定する必要があります。長くとも4年をめぐりに、この条例の全体を、制定時と同じように市民が参加し見直します。

【提言の理由】

地方分権の進展など地方自治を取り巻く環境や、市民生活、財政状況などの社会、経済情勢の変化に対応するためには適宜の見直しが必要です。

【資料】

アンケート

1 アンケートの概要

実施目的 広く市民の声を聴きながら提言をまとめるためです。

提言書が真に説得力をもつためには、考える会委員の考えだけで検討を進めるのではなく、多くの市民の声を聴き、それらをまとめ上げることが大切だと考えました。

「自治基本条例」を広く市民に知っていただくためです。

一般にはなじみの薄い「自治基本条例」を広く市民の方々に認知いただくためには、実際に顔と顔を突き合わせてお話することが効果的だと考え、イベントなどへ委員が実際に足を運び自治基本条例について説明した上でアンケートにお答えいただくという手法を多く採用しました。

実施期間 平成 20 年 9 月 13 日～平成 21 年 1 月 31 日

集計方法 委員が、イベントや町内会の会合・公民館活動の場・職場・家庭などに出向き、その場で手渡し・回収しました。

委員が依頼し、町内会等で全戸配布し、町会長が後日回収しました。

実施場所 イベント等

福祉とボランティア展、自治基本条例を考える会タウンミーティング、浅井町ラジオ体操、木曽川町町民運動会等

会議等

各連区児童育成連絡協議会、開明連区町会長会、木曽川商工会等

職場や知り合いへの依頼

かもめ保育園、各種子育てサークル等

町内会等

奥町

回収数 2,833 枚

2 アンケート結果のまとめ

回答者は年齢、性別、居住地ともにほぼバランスが取れており、一宮市の市民の意見を十分に反映していると考えられます。

活動参加の経験については、全体の 8 割弱が町内会などの活動に、4 割強がボランティア・市民活動などに参加していると回答しました。また、全体の 9 割強が自分達が住んでいる地域を自分達で良くしていこうという考え方について「共感する」・「やや共感する」と回答し、同じく 9 割弱が地域活動団体・NPO 等の活動が地域を良くすることにつながっていると考えていると「思う」・「やや思う」と回答しました。市民も、地域活動団体と NPO をまちづくりの重要な担い手であると考えているといえます。

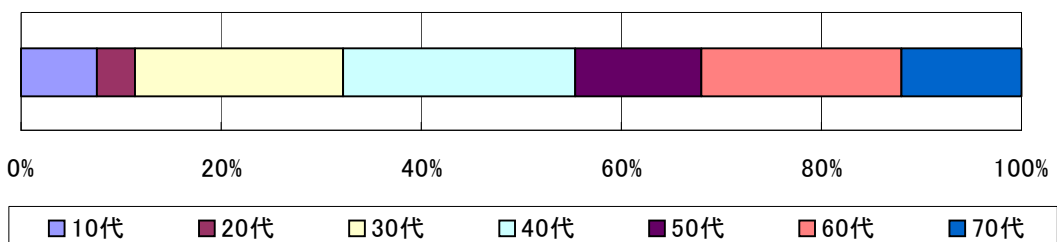
さらに、それらの活動に自分が参加する意思についても、やや傾向としては減るものの、全体の 8 割弱が「思う」・「やや思う」と回答し、市民自らまちづくりを担おうとしている

意欲や意思を感じるすることができます。

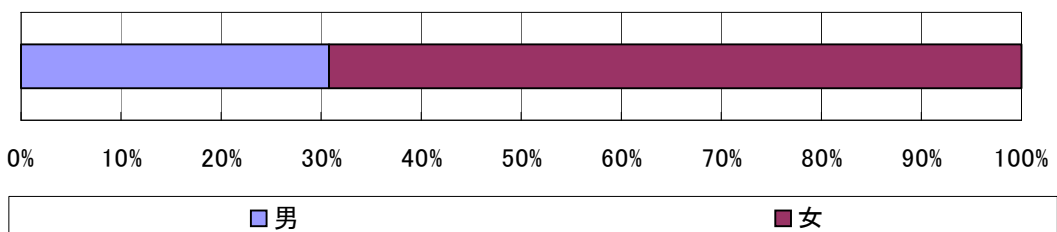
まちづくりを進めるために重要なことは何か、との問に対しては、「自分達で決めて、自分達で行動すること」、「市の持つ情報が市民に公開され、町内会・NPOなどの持つ情報が市と共有されている」、「市役所・議会・市民がお互いに協力していること」、「市が行う仕事に市民が参加していること」、「地域の問題がより身近なところで解決されていること」、「市が行う仕事に『ムリ・ムラ・ムダ』がないこと」という6つの設問それぞれが8割強～9割強の範囲で「重要」、「やや重要」との回答でした。なかでも「市が行う仕事に『ムリ・ムラ・ムダ』がないこと」については「重要」との回答が7割を超え、特に重要であると考えられていると思われます。

3 アンケート結果

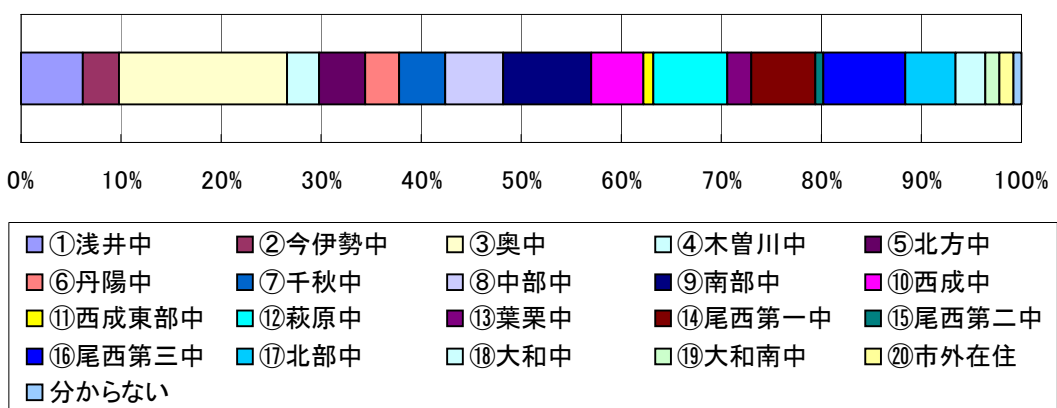
年齢



性別

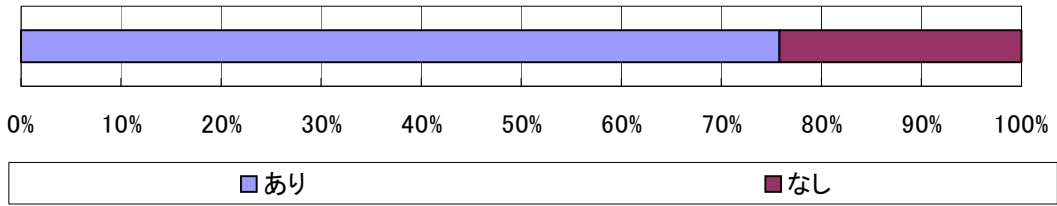


お住まいの中学校区

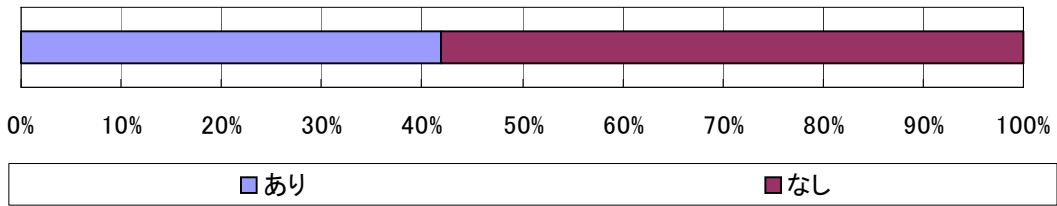


活動参加の経験の有無

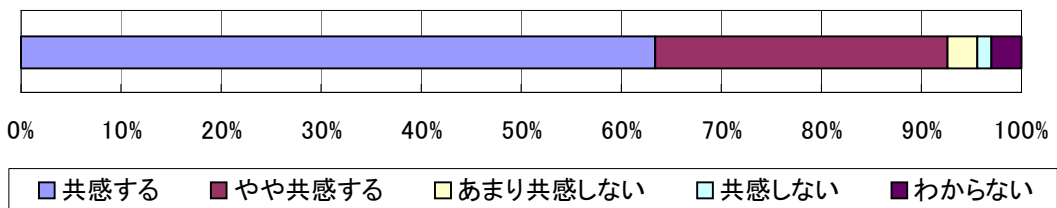
・町内会活動



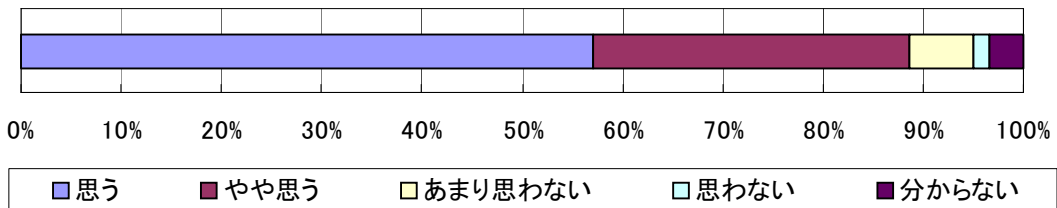
・ボランティア・市民活動



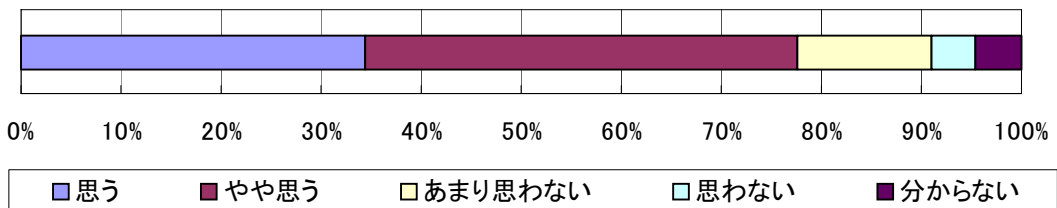
自分達が住んでいる地域を自分達で良くしていこうという考え方について



地域活動団体・NPOの活動は地域を良くする事につながっていると思うか

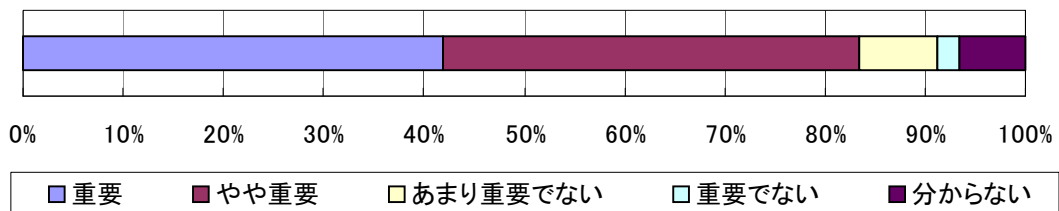


自分達が住んでいる地域を自分達で良くしていこうという活動に参加したいと思うか

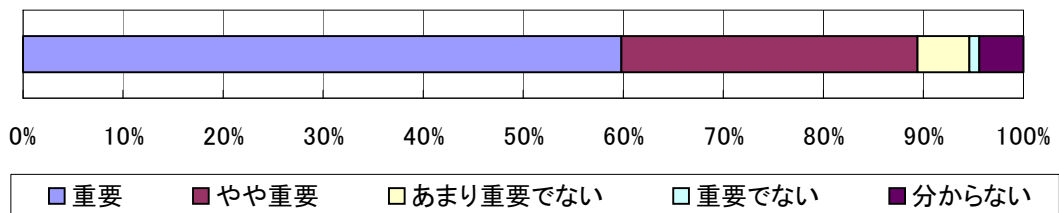


まちづくりを進めるために重要なこと

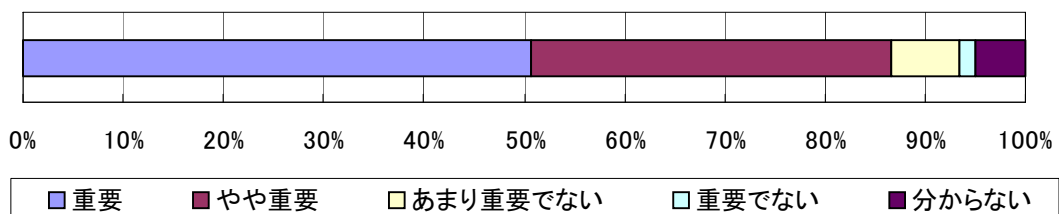
- ・自分達で決めて、自分達で行動すること



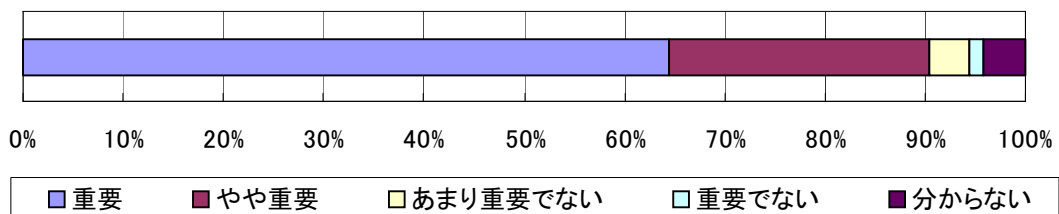
- ・市の持つ情報が市民に公開され、町内会・NPOなどの持つ情報が市と共有されている



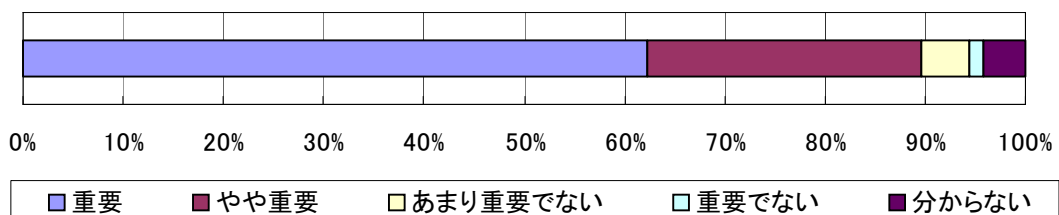
- ・市役所・議会・市民がお互いに協力していること



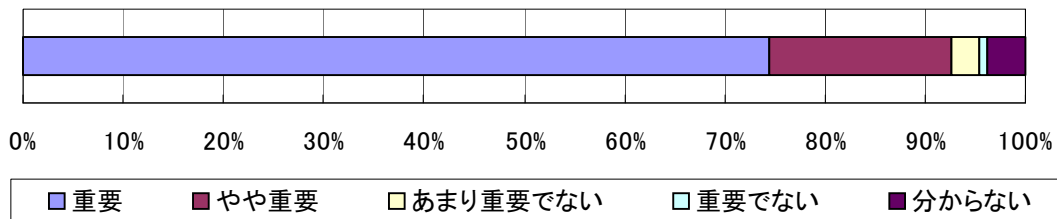
- ・市が行う仕事に市民が参加していること



- ・地域の問題がより身近なところで解決されていること



・市が行う仕事に「ムリ・ムラ・ムダ」がないこと



4 自由意見

条例ならびに条例づくりへの意見

応援・感謝

- ・ まだよくわかりませんが、これだけのものを作り上げ、ご苦労様でした。
- ・ 関係各位ご苦労様です。本日はありがとうございました。
- ・ 頑張ってください。
- ・ 度重なる作業を続けてこられた努力に対し、委員の皆さまに感謝申し上げます。
- ・ ご苦労様です。頑張ってください。
- ・ もっと頑張ってください。
- ・ ご苦労様です。市が良くなるよう、祈っています。

協力・行動の宣言

- ・ せっかくの条例を各人が極身近なものとして実践するようになったら素晴らしい。まずは自分のできることを一つ一つ実行します。
- ・ 時間があれば関わりたい。
- ・ 私でできることは協力したい。

条例への意見・肯定

- ・ すばらしい取り組みだと思います。大いに賛成です。行政に任せても何も変わらない。自分達で、と強く思っています。
- ・ 基本的に制定には賛成です。より多くの議論を重ね、より充実したものにしてほしいと思います。
- ・ 住民投票条例をあわせて作ることが大事です。
- ・ 内容が分からない為、特に意見はありませんが、市民が条例を検討するのは良いことだと思います。
- ・ 条例のことをはじめて知りましたが、今までなかったのが不思議なくらいです。しかし、これから市民と行政がつながっていくチャンスとしていきたいです。

条例への意見・否定

- ・ 市民に条例に関して情報共有されていません。多くの人が知らないと思います。本当に

法制化する必要があるのでしょうか。

- ・ 自治基本条例？説明が書いてあるけど、ぜんぜん分かりません。これを書いて、何が変わるんですか。全く無駄だと思います。

条例制定プロセスへの意見

- ・ 一宮市の自治に関する憲法であるべき基本条例を制定するのに当って、制定を急がずに、さらに議論を深めるべき。
- ・ 旧一宮市の意見が中心となる展開に、疑問を感じる。
- ・ 公募委員は偏った人でなく、多種多様な種類の人から選んでください。
- ・ 意見をホームページなどで交換したりして分かりやすくするといいと思う。
- ・ 市民にもっといろいろな場所で知らせて欲しい。

説明の仕方

- ・ 市民にもっと分かりやすくして欲しいです。
- ・ 具体的な例をあげた説明書があると良い。

市民の意識改革

- ・ カプセル家族、自己中心主義があまりに根付いている今日、市民一人ひとりの意識をもっと変えないと無理が生じる。個々を大切にしすぎる教育から変えていかないと変わらない。
- ・ 市民の意識に浅深がある。均一には進まないだろうと憂慮している。
- ・ 市民の意識が高まるのは時間がかかりそうなので、地道で長いスパンの取り組みが必要。

条例内容に関する意見

構成への意見

- ・ 大人の意見だけでなく、学生の意見も取り入れられる仕組みを是非作って下さい。
- ・ 前文の中で、現状分析してください。
- ・ 討議にもあった、課題・意義を簡潔にまとめたものは必要だと思います。
- ・ 難しい解釈の文言は分からないので、誰もが分かる条例にして下さい。生活者、障害者、弱者の視点も十分に盛り込んでください。
- ・ 用語については必要ないと思います。
- ・ もっと分かりやすく、親しみやすい名称、内容にするといいと思う。(まちづくり条例など)

市民自治・市民参加

- ・ プロ(市議)と同じレベルでの参加にはムリがあると思いますが、地域の代弁者として参加することは意義があると思われます。
- ・ 市民が参加できるもので、分かりやすいもの。

- ・ 条例の目的と歴史的経過がよくわからない。 市町村は地域（集落とか町内）の自主活動を破壊してきた。行政がすべてを取り仕切る習慣にしてしまった。個人情報の手がでない。財源もなくなってしまった。 産業構造、学校教育など、住民が地域に根付けないようにしてきた。長距離長時間通勤、転勤、長時間労働など、長距離通学、常時地域にいるのは高齢者だけ。 地域に根付いた基幹産業である農業や零細企業を成り立たなくしてきた。農業は本来地域密着産業であったが、それすら地域で維持できない。商店及び商店街の疲弊。従ってリーダー等の不在。共通の話題、話し合いの場が成り立たなくなった。 したがって、従来の自主組織が成り立たなくなった。例えば町内会の機能の喪失である。町内会の活性化が先ではないか。町内会は行政の手足で、死に体に近い。この蘇生が先。しかし、この状況で自主活動を復活しようというのは無理ではないでしょうか。地域に活力や組織力もなくなってしまったと考えます。単に財政が厳しくなったとの理由で地域に押し付け、地域の活力を取り戻せるのか。また、財政逼迫の始末を地域に負担させうるのか。
- ・ 100世帯以上のマンションに住んでいますが、地域の方々との距離を感じます。子育て世代の方々には交流をもたれていますが、高齢者世代のものにとっては交流の場もなく、老人会等の活動のほとんどないところは接点がありませんので、自分個人の動けるときでしか何もできません。
- ・ ある特定の人々が頑張っているだけで、知らぬ存ぜぬの人も多く、自分に役などがまわってくると知らぬ顔をしているところがある。何をやっても何も変わらないと思う。
- ・ テーマが漠然としすぎて、日頃市政にかかわっていない人には答えづらいと思います。それ以前にまず興味を持ってもらうというレベルからはじめたほうがいいのではないのでしょうか。例えば、わが身に降りかかるような問題の解決方法を示すなど。
- ・ なかなか現実では市民（自分）が参加しにくいです。今の生活の中で、考えは良いと思います。
- ・ ボランティアにはなかなか参加できません。
- ・ ボランティアはやりたいひとだけやればいいと思う。
- ・ 一宮市は市民活動がやりにくいと感じることが多々あるので、市民の立場に立ったまちづくりを目指して欲しい。
- ・ 街や子どもの学校の送り迎えを老人に話しかけてやってもらう。どんどん老人を使うこと。
- ・ 各分野ごとの集まりがあると良い。
- ・ 活動する上で、1行事に関し、問題点が発生した場合には必ずQCを行うことが大切だと思う。
- ・ 共働き・核家族には負担になることがあるので考慮して欲しい。
- ・ 協力する人とならない人がいますが、ノーの人はあてにしない。
- ・ 市民それぞれの生活に負担があまりかからないように実行して欲しい。
- ・ 市民の中でも立場がそれぞれ違います。常勤の人、子どもがまだ小さい家庭等、協力できる設定をして、皆で協力して自治基本条例を活用していけたらよいまちづくりができ

るのではないのでしょうか。

- ・ 自分の知食がある人はここにこ、ほかの人は知らん顔が多い。
- ・ 若い人と中年と老人との間と働いている人といない人との関係に、ボランティアに参加したくてもやっぱり仕事の方が先になること。
- ・ 新しい人仲間にしない。
- ・ 身近なことなら参加できるが、難しいことはムリ。
- ・ 人は人との係わり合いの中で生きています。隣同士、町内、連区、そして市、さらには県、国と。お互い市内に住み、市民として生活しているからには何らかの形で市政に関わることは市民として当然の義務であり、また権利であると思います。
- ・ 忙しい現代社会。お母さん達はもういっぱいいっぱい。無理なことが多い。それを良く考えて、色々決めてくださいね。
- ・ 問4ア)について、大切なことであるが、自分達ではどうにもならない。答えとして、？です。
- ・ 公園(138タワー、大野公園含む)の環境整備に市民も定期的に参加する場を設けてください。利用させていただいたお礼に！
- ・ 一人ひとりが積極的にいろいろなことに協力し、ルールを守り、楽しくやれるようにする。
- ・ 行事が多すぎても大変だと思う。
- ・ 子どもが幼いのに、ムリに参加しろと強制されるのは困る。
- ・ 言った者勝ちにならないように。

住民意見の尊重

- ・ 行政の内情に目を向け、市民が苦情を呈さなければ変わらないと思う。
- ・ 8月下旬に思いかけない水害が起こりました。被害は様々でしたが、公共施設の周辺の住民の意見を真剣に受け止めていただきたいです。
- ・ まちづくりに参加しようと思っても市民の意見はなかなか取り入れられていないと思います。
- ・ 行政が地域の要望に対して真摯に取り組む条例になってもらいたい。
- ・ 市民FAX、手紙等を出すのが、発信者が氏名を出さない意見があると思うが、どうしたらよいか。(町内のこと、地域が狭いので)
- ・ 町会長さんが意見を集めて、多数決でよい方法を考える。
- ・ 市民の声を十分に聞き入れてください。
- ・ 市民の関心事を組み入れて欲しい。

情報公開・共有

- ・ 市が今、何を行おうとしているのか、市民が何を望んでいるのか、お互いに知っておくことができることが重要だと思う。行政の一方的な考えでは意味がない。
- ・ 一宮市の考えが知れ渡っていない。市が何を行おうとしているのかを理解してもらおう

とする努力がされていない。

- ・ 最近は何でもホームページをご覧下さいということが多いように思う。我が家はパソコンはあってもネットはやりませんので、情報を知りたいと思っても不便です。身近な公民館や図書館などで気軽に見られる端末があると嬉しいのですが。
- ・ 市役所、市議会の経費の使用についても知らせて欲しい。
- ・ 私達市民には、行政での行動や構想が不透明で分かりにくいところが多々あると思います。分かりやすく、説明等していただけると皆が参加できるのではないのでしょうか。
- ・ 税金の無駄遣いがないように、市民が行う仕事をもっとわかりやすくオープンにして欲しい。
- ・ 全体周知という難しい課題は研究する必要があると思う。(広報、ネット情報、自治会
用情報、その他通信)
- ・ こういう活動をしている人たちがいることを皆に知ってもらうことが必要だと思
いました。
- ・ 市民が主体となって動く為には、議会、市政の情報が見えやすくなっていることが重
要かな、という気がします。
- ・ 情報公開の手段を考える必要有り。(TV、ホームページ、議員による定期市会報告会な
ど。)
- ・ 行事が済んでから、後から広報で知ることが多いから参加できない。

町内会活動

- ・ あえて言うと、町会長は雑用が多い。
- ・ まちづくりは大切だと思うが、現在の町内会への参加は亀裂が生じるので避けたい。
- ・ 市や町内会の行事が多すぎる。
- ・ 条例の活動方法・組織がよくわからない。 各町内会をどう機能させるのですか。個々
がしっかりしないとすべてが無駄なことになると想像します。地域住民のほとんどが加
入するのはこの組織しかない。地域住民のほとんどが参加しない活動は、永続が難しい。
例えば1年任期の町内会長で何ができるのか。 地域協議会を作る話は各種制度に利用
されているが、そのほとんどは国・県の制度で義務付けなどを行っているものである。そ
の主体は行政である。自主性と主体性のない地域協議会。また行政がせせり出るのか。
屋上屋になって住民の声が届かない、参加できない。 自主的に積極的に活動している
地域協議会もあるがそこには優秀なリーダーがいる。 各種団体を作ろうとして失敗し、
できた組織が空洞化することが多い。 課題は地域住民の意識と活動である。さらに、
いかにリーダーや推進母体を作れるかにある。 行政の押し付けの地域協議会では、住
民が負担を感じるだけ。 市町村職員を各地域に一人貼り付けられるのか。そのくらい
の覚悟が必要。 過去の各種団体の盛衰を良く調べて欲しい。
- ・ 町内会・子ども会に参加することが全部が全部良いこととはいえないと思うことがある。
町内会・子ども会の行事も見直す必要があると思う。
- ・ 町内会活動が発展するよう取り組んでほしい。

議会・議員の役割

- ・ 議会で条例を定めるに当って、愛知県は特に根回しで既に決定されたことを発表するだけ、という記事を読んだので、こんなことは恥ずかしいと思う。議員はもっと良く勉強して欲しい。
- ・ 議会の活動・情報が市民に良く伝わるよう、具体的な報告会が必要だと思います。

市長の役割

- ・ 市長が先頭に立ち、リーダーシップを積極的に発揮されたい。

市・市職員の役割

- ・ 市が行うこと「ムダ」だと一見思われることにも細かく対応することも必要だと思います。
- ・ 市役所の職員がもっとボランティアに参加すること。
- ・ 市と市民が理解しあえる環境を作ってください。

税金の使い方

- ・ ムダの無いお金を使っていたきたい。皆様に使えるものを作ること。
- ・ 国の言いなりになるより、一宮市としてどう活動したら市民のためになるか？いつまでも国の方針通り政治等に少し一宮市としての独自の政策を提案してもらいたい。税金のムダ使い、予算を100%使うということは避けて欲しい。
- ・ 大金を納めている税金の使い道がはっきりして、正しく使われることを願います。ムダなお金は私達に一銭もありません。使用したお金に関しては1円まで届け出るべきだと思います。

実効性の担保

- ・ 作りっぱなしではなく地域で守れるようなもの、実行できるようにしていきたいです。
- ・ 実行して欲しい
- ・ 立派な提言書が出来たと思います。遂行していくためには、市民一人ひとりにこの提言書をどう伝え、理解させていくかが大切だと思う。
- ・ 実現性のあるものを
- ・ 現実を直視しない無謀な計画にならないようにして欲しいです。

市政への意見

ハコモノ行政に対する批判

- ・ サッカー場はムダ金使い。今度できる体育館はムダ。場所的に使う人がいない。
- ・ ラグビー場をもう少し利用しないと駄目。体育館は必要なし。木曽川町の文化会館は要らない。木曽川病院を今までのように科を増やして欲しい。

- ・ 光明寺グラウンドの近くに競技場建設があるようですが、ムダですので、計画を中止してください。ほかに市民グラウンドはいっぱいある。
- ・ 市民があまり使用していない建物等は必要ないと思っています。
- ・ 体育館(反対)
- ・ 箱物行政は辞めて欲しい。議員さんたちの票につながることにのみ頑張らないで欲しい。
- ・ 無駄な建物は作らない。
- ・ 木曽川の体育館反対。

まちのあり方への意見

- ・ つながりが重要ではないでしょうか。
- ・ 一宮のレベルは？ 品格等（良いところ、わるいところ）少しでも年をかけてレベル上げていきたい。
- ・ 一宮市は本当に全国に比べ、遅れている。
- ・ 何かうるおいのない街であると感じる。活気があり、楽しい一宮市になっていったらと。
- ・ 誰もがあいさつしあえるまちづくり
- ・ 倫理運動進めています。
- ・ 子ども達が大切にされる市になるような活動を。

個別施策への意見

- ・ タバコ撲滅。
- ・ ほかの同クラスの市と比べて、道路・環境(特に緑化)が遅れている。活気が感じられない。
- ・ 一宮市は最低です。朝の交通当番など、他所の市では市で人を雇用して行っています。母子家庭の方の就職をもっと積極的に行ってほしい。
- ・ 公園の遊具のレベルアップをして欲しい。
- ・ 公共工事において下請け丸投げが多すぎる。入札工事の談合が多すぎる。談合工事は市の職員が指示している。やめてほしい。
- ・ 市の行政で福祉サービスで皆さんに平等に行える様(としよりの家の風呂など、利用者が常に同じ人)皆さん平等に利要券等で行うとか、家の風呂代わりに使ってもらっては困る。
- ・ 生活保護を受けるべき人が受けていない。もっと調査しろ。
- ・ 同じ市の学校、保育園で設備の差がありすぎる。一宮市の花火大会復活を希望。
- ・ 夕方などの薄暗くなる時の見回り。
- ・ すべての生活の基本は現行憲法にあります。憲法を精神を活かし、平和宣言都市としての条例を望みます。
- ・ まちづくりは人づくりでもあると思います。是非、人権についての問題意識を高める内容を取り入れて下さい。
- ・ 近所から苦情の絶えないゴミを溜め込む住宅に、市が掃除やゴミ処理を行っても良いと

というような条例を提案し、施行できるようにしてもらいたいです。

- ・ ゴミの分別方法等が変わり、分からないことが多い。説明コーナー等があると良い。
- ・ ゴミ拾いをするように、ポイ捨てをしないように。
- ・ 娯楽施設（パチンコ店）をもっと減らして欲しい。
- ・ 現在、要望を市に出さないと用水沿いの草刈をやってもらえないが、毎年ススキ等生えてくるから、一回要望があったら、次の年からチェックを入れて、見回ることにはできるはず。状況判断ができて、毎年電話を入れてくれ、という市の対応には閉口する。この点を考慮してください。

その他

アンケートへの意見

- ・ 問4の質問は全て重要に思えます。このアンケート自体、あまり意味がないのでは。
- ・ 問4カ)の設問はどういう意味なのか。行政の仕事はまちづくりその他に関係なく、「ムリ・ムダ・ムラ」があるべきではない。まちづくりをしなければ「ムリ・ムラ・ムダ」があってもいいようにも思われる。
- ・ 問4は具体的イメージが湧かず、答えにくい。

感想

- ・ 短期間では内容消化できず。
- ・ 条例がスタートしてみないとなんともいえない。
- ・ 初めてお聞きしたので、思考する時間がこれから必要であると思う。もっと深く考えていきたいと思います。
- ・ まちづくりとは何？具体的に教えて欲しい。
- ・ 意味がよくわかりません。
- ・ 自治基本条例の目的が分かりません。
- ・ 条例の内容によるので、なんともいえない。
- ・ 分かっているけど家の中にいると今何が行われているか知らない。行動しなければ思っても、できない自分が情けない。

5 アンケート表

一宮市自治基本条例(仮称)に関する アンケート

一宮市自治基本条例(仮称)を考える会では、市民の立場から、市民の皆様のお聞きし、実際に意見を交換しながら条例の検討を行いたいと考えています。ぜひ、以下のアンケートにご協力ください。

一宮市自治基本条例(仮称)を考える会

* 選択した番号を回答欄にご記入ください。

年 齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代~	回答欄
性 別	男 女							
お住まいの 中学校区	浅井中	今伊勢中	奥中	木曾川中	北方中	丹陽中		
	千秋中	中部中	南部中	西成中	西成東部中	萩原中		
	葉栗中	尾西第一中	尾西第二中	尾西第三中	北部中			
	大和中	大和南中	市外在住	②分からない				
活動参加の 経験の有無	町内会活動(子ども会・老人会・女性の会など含む)						有	無
	ボランティア・市民活動						有	無

1 自分たちが住んでいる地域を自分たちで良くしていこうという考え方について、どう思いますか？

共感する やや共感する あまり共感しない 共感しない わからない

2 町内会活動、ボランティア・市民活動等の市民が自分たちで行う活動は地域を良くする事につながっていると思いますか？

思う やや思う あまり思わない 思わない わからない

3 自分たちが住んでいる地域を自分たちで良くしていこうという活動に参加したいと思いますか？

思う やや思う あまり思わない 思わない わからない

4 一宮市のまちづくりをより進めるためには、どのようなことが重要だと思いますか？

重要 やや重要 あまり重要でない 重要でない わからない

ア) まちづくりを進めるために、自分たちで決めて、自分たちで行動すること	回答欄
イ) まちづくりを進めるために、市の持つ情報が市民に知れ渡っていること 町内会、ボランティア・市民活動団体などの持つ情報が市と共有されていること	
ウ) まちづくりを進めるために、市が行う仕事(企画・実施・評価)に、市民が参加していること	
エ) まちづくりを進めるために、市役所・議会・市民がお互いに協力していること	
オ) まちづくりを進めるために、ゴミ問題や防犯などの地域の問題が、より身近なところ(町内会、ボランティア・市民活動等)で解決されていること	
カ) まちづくりを進めるために、市が行う仕事に、「ムリ・ムラ・ムダ」がないこと	

5 自治基本条例に関して、ご意見がありましたらお書きください。

考える会について

1 検討経過

全体会等（全体会・ヒアリングで検討を進めました。）

第1回全体会（平成20年3月16日）

市長あいさつ

委嘱状交付

（仮称）自治基本条例を考える会概要

自己紹介

基調講演「自治基本条例とは何か」

第2回全体会（平成20年3月29日）

アイスブレーキング

ワークショップ

まとめ

第3回全体会（平成20年4月5日）

一宮市の現状と課題、市民のニーズ

ワークショップ

まとめ

第4回全体会（平成20年4月19日）

グループ別ワークショップ（他自治体の自治基本条例を読み比べ）

”

（一宮市でこれからつくる自治基本条例への期待）

グループ別・全体討議（市民とは誰か）

まとめ

第5回全体会（平成20年5月11日）

グループ別議論 議論する枠組みの抽出

全体討議 分科会の設定

グループでの自由討議 条例の目的は何か。キーワードの抽出

第6回全体会（平成20年5月18日）

成果物イメージの共有と意見交換

全体討議 条例の目的は

全体討議 市民とは誰か

ヒアリング対象候補の選出

第7回全体会（平成20年6月1日）

講義 本当に機能する条例にするために（松下教授）

全体討議 まちづくりの基本原則

会長・副会長の選出

ヒアリング候補の報告

第8回全体会・第1回ヒアリング（平成20年6月15日）

ヒアリング

ゲストを交えての意見交換

第9回全体会・第2回ヒアリング（平成20年6月21日）

会長・副会長・世話人の選出

ヒアリング

グループ討議 気づき・感想の共有

全体討議 ゲストを交えての意見交換

第10回全体会（平成20年6月29日）

グループワーク ヒアリング振り返り

全体討議 今後の議論の進め方

第11回全体会（平成20年7月12日）

全体討議

分科会（7月から、市民・議会分科会と行政分科会に分かれて検討を進めました。）

市民・議会分科会

第1回市民・議会分科会（平成20年7月19日）

まちを創造する仕組み

- ・評価
- ・参加の権利
- ・未成年者のまちづくりに参加する権利

第2回市民・議会分科会（平成20年7月27日）

まちを創造する仕組み

- ・市民参加の機会・実施
- ・総合計画によるまちづくり、策定への参加、協働
- ・住民投票

第3回市民・議会分科会（平成20年8月10日）

まちを創造する仕組み

- ・市民参加の機会・実施
- ・住民投票

基本事項

- ・市民
- ・コミュニティ
- ・事業者
- ・市民の権利・責務

第4回市民・議会分科会（平成20年8月23日）

基本事項

- ・市民の権利・責務

生き活きと活動する市民・市民活動団体

- ・協働のまちづくり
- ・まちづくりと町内会等

第5回市民・議会分科会（平成20年8月30日）

基本事項

- ・市民の権利・責務

生き活きと活動する市民・市民活動団体

- ・協働のまちづくり
- ・まちづくりと町内会等
- ・まちづくりとNPO
- ・活動団体の支援・育成

第6回市民・議会分科会（平成20年9月7日）

生き活きと活動する市民・市民活動団体

- ・まちづくりとNPO
- ・活動団体の支援・育成

議会

- ・活動原則
- ・意思決定機能・監視機能の強化
- ・情報公開

第7回市民・議会分科会（平成20年9月13日）

議会

- ・活動原則
- ・意思決定機能・監視機能の強化
- ・情報公開
- ・市民参加
- ・自由討議 政策立案 議員の役割

行政分科会

第1回行政分科会（平成20年7月19日）

まちを創造する仕組み

- ・情報公開 / 行政情報を知る権利
- ・説明責任

第2回行政分科会（平成20年7月26日）

まちを創造する仕組み

- ・情報公開 / 行政情報を知る権利
- ・説明責任
- ・意見聴取手続き
- ・意見要望苦情等への応答義務等

- ・ 附属機関等の運営

第 3 回行政分科会（平成 20 年 8 月 2 日）

まちを創造する仕組み

- ・ 情報公開 / 行政情報を知る権利
- ・ 意見要望苦情等への応答義務等

基本事項

- ・ 行政

行政

- ・ 首長の役割と責務
- ・ 執行機関の役割と責務

第 4 回行政分科会（平成 20 年 8 月 9 日）

行政

- ・ 首長の役割と責務
- ・ 執行機関の役割と責務
- ・ 職員の役割と責務
- ・ 執行機関の組織
- ・ 行政手続

第 5 回行政分科会（平成 20 年 8 月 24 日）

行政

- ・ 首長の役割と責務
- ・ 職員の役割と責務
- ・ 執行機関の組織
- ・ 政策法務
- ・ 法令遵守と公益通報
- ・ 財政運営の諸事項

第 6 回行政分科会（平成 20 年 8 月 31 日）

行政

- ・ 政策法務
- ・ 法令遵守と公益通報
- ・ 財政運営の諸事項

国その他の機関との連携

- ・ 市外の人々との連携
- ・ 自治体・国等との連携

実効性の確保

- ・ 推進・評価のための市民委員会
- ・ 進捗状況の公表
- ・ 条例の検討・見直し

第7回行政分科会（平成20年9月14日）

名称

前文／まちのあるべき姿

全体会（約2ヶ月に及んだ分科会終了後、分科会での議論を基に再び全体会で検討を進め、提言書案をまとめました。）

第12回全体会（平成20年9月20日）

講義

- ・一宮市予算の話
- ・町内会の活性化について

第13回全体会（平成20年9月28日）

講義

- ・市議会とは
- ・今後の議会の方向性

第14回全体会（平成20年10月5日）

提案書の構成案について

分科会における積み残し議題項目について

今後のPI活動の予定について

第15回全体会（平成20年10月13日）

基本事項

- ・条例の目的
- ・条例の位置づけ
- ・用語の定義「まちづくり」

まちづくりの基本原則

市民の権利と責務

まちを創造する仕組み

- ・住民投票

行政

- ・首長の責務

第16回全体会（平成20年11月8日）

この条例の特長について副会長より報告

逐条審議

松下教授よりコメント

第17回全体会（平成20年11月16日）

逐条審議

提言書の今後の取り扱いについて

タウンミーティングについて

タウンミーティング(提言書案について広く市民の声を聴くためタウンミーティングを開催しました。)

第1回タウンミーティング(平成20年11月30日)

あいさつ

講義 市民活動が拓くまちづくり

提言書(案)説明

意見交換

第2回タウンミーティング(平成20年12月13日)

あいさつ

講義 地域活動が拓くまちづくり

提言書(案)説明

意見交換

第3回タウンミーティング(平成20年12月20日)

あいさつ

講義 若い世代が拓くまちづくり

提言書(案)説明

グループワークを踏まえた発表

意見交換

全体会(タウンミーティングでの市民の声を基に全体会で検討を進め、提言書をまとめました。)

第18回全体会(平成21年1月17日)

タウンミーティングに関する振り返り

提言書の修正について

フォーラムの実施について

アンケート集計作業

第19回全体会(平成21年1月31日)

提言書案の修正について

フォーラムの実施について

アンケートの中間集計について

アンケート集計作業

フォーラム等(提言書を発表しました。)

第1回フォーラム(平成21年2月14日)

あいさつ

第1部 提言書説明

第2部 パネルディスカッション

第 20 回全体会（平成 21 年 2 月 28 日）

フォーラム実施の感想

アンケート結果に関する意見交換

提言書の確定

3 月 14 日 全体会の進行に関する意見交換

全体会（提言書を市長に提出しました。）

第 21 回全体会（平成 21 年 3 月 14 日）

提言書提出

考える会終了にあたって

活動団体との意見交換

役員会 12 回（前記のほか、適宜役員会を開催しました。）

2 一宮市自治基本条例（仮称）を考える会委員名簿（五十音順）

浅井	武	
泉館	昭則	
岩田	豊	
岩原	吉治	会長
大嶋	浩敬	世話人
奥田	信子	
加藤	富美	
神戸	美香	
木村	美和子	
国枝	正良	
坂井	智津子	
柴田	伸治	副会長
清水	サチ	
市山	隆三	
鈴木	節子	
鈴木	義一	
関谷	芳枝	世話人
瀬戸	保利	市民・議会分科会長
棚橋	修二	行政分科会長
富板	智	
中井	義也	
服部	かず子	
花木	道雄	
林	咲	
伴	高行	市民・議会副分科会長
平井	しづ	行政副分科会長
文堂	圭子	
星野	博	世話人
松尾	美佐	
水野	重芳	
宮地	利明	
村部	一寿	
安井	聡太郎	世話人

3 委員の思い

市民自治には、市の将来像を創造するルール作りにも参画してほしい事は有意義である反面、業務の重さを痛感した。
浅井 武

当面は、自力での「おイ捨てゴミ対策」に注力する積り
泉館 昭則

汗は自分で、手柄は人に。 岩

私が参之公に参知した時は、新聞の巻袋改訂を読んだ。ここからです。
一人の歩は小さくても、参之の歩は又王の歩、万歩は変り有り。
ご一緒に一歩を踏み出しなす。
岩原 吉治

「一宮に住んでいる自分を再認識してほしい。」 大嶋 浩敬

子供達が安全に暮らせるまち、若者が生き生きと活動できるまち、市民全てが健康で幸せに暮らせるまち、そんな素晴らしいまち「一宮市」になる事を願います。 奥田 信子

今回委員に有利、まちづくりに参加出来ました。又、副市長、公民館長さんの市協力を得、沢山の町内の方がアンケートに参加してくれました。まちづくりに参加していただき、心から町内の方と共にまちづくりの発意に努めたいと思っております。
加藤 廣美

新-宮市38万人の市民一人ひとりがお互いに理解し合い共に助け合...
「だれにも住み易い安心安全な楽しい一宮市を」という
願...から参加しました。 身障者 木村美和子

まちづくりのレベルは何か? 少子高齢化、経済不況の波は確実に私たちの
身に起こっています。時間をつかい、心をこめた提言書から(一宮市自治
基本条例(仮称))が制定された時、安心安全の町になります。 坂井智津子

市民が主人公となったまちづくりをすすめるよりどころとなる「市民自治に
よるまちづくり基本条例」の提言書をまとめることができはっています。この条
例をいかに住んでよかたといえる一宮になることを願っています。(柴田伸治)

少しでもお役に立てることが無いかと考えて参加しました
一喜のことを真剣に考えて取り組みました。 清水サチ

住みよいまちづくりのモデルとして、市民が考えた「市民自治による
まちづくり基本条例」。整合性を一層深くし、見直しに機を逸さず
に、市民の総意で行政の最高規範に育てたい。 鈴木節子

よりよいまちづくりのため、より住み易い一宮市のため、この提言書
から生み出れることを望みます。

鈴木義一

市民ひとりひとりが「私に何が出来るか」
という意識をもとう 関谷

防犯を中心とした安心安全な町づくりを考えていたのが
自治基本条例のつくり方を論じたことから市民自治の
仕組みと議会を推進して大変苦労した。 瀬戸保利

市民全員と、市(行政)、議会(議員)の皆が、手を携えて、
-宮市の未来を作りましょう。(委員)棚橋修二

社会全体が、右肩上の時代には、こんなことを提言する必要はなかった。
社会全体のパイが小さくなった現代社会では、こういう条例も必要かなあと思います。
あと骨抜きをせずに、正式に条例化されることを、節に願います。 高橋 智

私たちがもう一宮が健全かつ豊かで安心、安全なまちになる
事を祈るルールづくりに参加しました。委員33人の大活躍の
おもかげ、新たな次の一人に点火される事を願っています。服部やす子

一宮市役所、あれこれ意見を語り終、其手をしり
い子が、どうか、内々れ子 への際、この市役所には更に
下つた 花本 直樹

一宮市民としての私の一歩で、町の一歩が、この形に足跡を残
り続け、とともうかと思ふ 林 咲

少子高齢化、医療、由題、町の衰退化等、社会不安要素の
多い中、外観ではなく中味が伴った活力ある、安全、安心
に住みやすい一宮市になる事を願っています。 伴高行

考える会で、目的と手段を分かち、互いに思いを交わし、又意見を粘り上げ
自前の提言を成文化できた。成遂げの感と共に、今後市民の関心
が深き方策が求められると思ふ。 平井しづ

色んな立場の色んな方々の多様な想いとあわせ、
ここにしかる地球の諸方を念ひつゝ、 星野博

分いは基本条條がこれほどあつがいは思まぬので、しかし私達が力を合せて
ほめた物です。議會の先生は市役所の外に市民のために一箇市も明る所を
よに私達が出来る自治基本条條であつてよく願ふ。 現井市水野重芳 7/4

まちを支えるくみがダイダックに委ねるのを予感します。気がついた市民がやる
ことから、すぐ実行にうつすことが大切です。くらしい誇りのもてるまちを共通の目標
とする限り、多少の振巾やズレは許し合える。それが市民活動の強みです。(安井 聡太郎)

一宮市自治基本条例（仮称）を考える会

【事務局】一宮市企画部企画政策課

住 所：〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

電 話：0586-28-8952（ダイヤルイン）

F A X：0586-73-9128

E-mail：kikakuseisaku@city.ichinomiya.lg.jp